個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報が個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、社会福祉法人大門福祉会(以下「法人」という。)が保有する個人情報等(電磁的記録を含む)につき、個人情報の保護に関する法律(以下「法令」という。)その他関連法規及び関係法令の趣旨のもと、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人の業務遂行に携わる全ての役職員等に対して適用する。また、ボランティア、実習生等の法人に所属しない者に対しても、この規程を踏まえた適切な取り扱いを求めることができる。

(利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報等を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定するとともに、それを公表する。

(個人情報の取得等)

- 第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を取得しない、又は、第三者に提供しない。ただし、法令に基づく場合等については、この限りでない。
- 2 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得しない。
- 3 法人は、取得した個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(安全管理)

- 第6条 法人は、取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の防止その他の個人情報等の安全確保のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。また、個人情報等の保管、廃棄についても、同様な措置を講じるものとする。
- 2 法人は、個人情報等の取り扱いを委託する場合、適切な監督を行うものとする。
- 3 法人は、個人情報等の適正な管理に向けた体制を構築するものとする。

(本人からの開示等の請求に対する対応)

第7条 法人は、個人情報等について法令の規定に基づく開示又は訂正、利用停止等の申請が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解したうえで、合理的な期間、妥当な範囲でこれに適切に応ずるものとする。

社会福祉法人大門福祉会

(遵守義務)

- 第8条 法人は、各規定を具体的に実践するために、それらを実践するうえで必要な事項については別に定め、全ての役職員等にこれを遵守させるものとする。また、役職員等は、目的遂行に必要な措置に従わなければならない。
- 2 法人は、役職員等が個人情報等を取り扱うにあたり、これが適切に行われるよう監督する。

(相談・苦情の対応)

- 第9条 法人は、個人情報等の取り扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努める。
- 2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

(教育)

第10条 法人は、全ての役職員等に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ、個人情報管理の適正で確実な実施を図らなければならない。また、継続的かつ定期的に教育・研修を行うように努める。

(罰則)

第11条 法人は、この規程に違反した役職員等に対して、社会福祉法人大門福祉会就業規則並びに契約職員就業規則に定める懲戒処分を行うことがある。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、法令その他関連法規及び関係法令に定めるとおりとする。

附則

この規程は、平成19年11月1日より施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。